

キューバとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キューバ	ハバナ市歴史事務所プラネタリウム機材整備計画のためキューバに關する日本国政府とキューバ共和国政府との間の交換公文	ハバナ市歴史事務所プラネタリウム機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	50,000千円 H19.3.31まで	H18.8.14 ハバナで (同日)	日本側 岩田達明在キューバ大使 キューバ側 アルタ・ロアス・モラレス外国投資・経済協力大臣	H18.8.28 508号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。